

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学職務発明審査会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学知的財産取扱規程（平成25年法人規程70号）第27条第2項の規定により設置された職務発明審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 社会価値創造機構長（以下「機構長」という。）
- (2) 社会価値創造機構副機構長（以下「副機構長」という。）
- (3) 事務局長
- (4) 社会価値創造機構本部長
- (5) 社会価値創造機構本部副本部長
- (6) 社会価値創造機構本部知的財産マネジメント室長
- (7) その他機構長が必要と認めた者

2 委員以外に、必要に応じて届出のあった発明等に係る学内外の有識者を招き、意見を求めることができる。

(任期)

第3条 前条第2号に定める委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、機構長をもって充てる。

3 副会長は、副機構長をもって充てる。

(発明者の出頭)

第5条 出願費用等について本学の負担を伴う発明審査、審査請求等の案件がある場合、審査会は発明者に出頭を求めヒアリングを行うことができる。

(会議)

第6条 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

ただし、議事につきあらかじめ書面又は電磁的方法をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 出席として認められる委員には、第2条第1項の委員から委任を受けた者、及び書面

で の意見書提出を行った委員を含む。

(代理出席)

第7条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員と同一の機関に属する者を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(書面開催)

第8条 会長は、審議会の招集が困難な場合その他必要と認める場合は、議事を記載した書面を各委員に送付のうえ、意見を聴き、及び賛否を問うことで、会議の開催に代えることができる。

2 第6条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、社会価値創造機構本部知的財産マネジメント室が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。